

平成29年 労働者災害補償保険法

(労働保険の保険料の徴収等に関する法律を含む。)

〔問 10〕 労働保険料の延納に関する次の記述のうち、正しいものの組合せはどれか。

- ア 概算保険料 17 万円を 3 期に分けて納付する場合、第 1 期及び第 2 期の納付額は各 56, 667 円、第 3 期の納付額は 56, 666 円である。
- イ 延納できる要件を満たす有期事業(一括有期事業を除く。)の概算保険料については、平成 29 年 6 月 15 日に事業を開始し、翌年の 6 月 5 日に事業を終了する予定の場合、3 期に分けて納付することができ、その場合の第 1 期の納期限は平成 29 年 7 月 5 日となる。
- ウ 継続事業(一括有期事業を含む。)の概算保険料については、平成 29 年 10 月 1 日に保険関係が成立したときは、その延納はできないので、平成 29 年 11 月 20 日までに当該概算保険料を納付しなければならない。
- エ 認定決定された概算保険料については延納をすることができるが、認定決定された増加概算保険料については延納することはできない。
- オ 労働保険事務の処理が労働保険事務組合に委託されている事業についての事業主は、納付すべき概算保険料の額が 20 万円(労災保険に係る保険関係又は雇用保険に係る保険関係のみが成立している事業については、10 万円)以上(当該保険年度において 10 月 1 日以降に保険関係が成立したものを除く。)となる場合であれば、労働保険徴収法に定める申請をすることにより、その概算保険料を延納することができる。

A (アとイ)

B (アとオ)

C (イとウ)

D (ウとエ)

E (エとオ)